**（２）-１審査票(含む記入要領)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 最終判定権者 | 輸出管理統括部門長 | 起票部門長 | 起票部門担当者 |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

１．輸出・技術提供案件の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 件名　　 |  |
| 仕向地（国名） | □輸出令別表第３地域　　□輸出令別表第３の２地域　　　□一般国（「輸出令別表第３地域」及び「別表第３の２地域」以外の地域） |
| 貨物・技術名　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（金額）：　　　　　　　　 |
| 該非判定（１～１５項） | <貨物>　輸出令別１:　　項　　号　□該当　□非該当　□対象外　□不明･疑義　　　（貨物等省令：　　条　　項　　号）<技術>　外為令別表:　　項　　号　□該当　□非該当　□対象外　□不明･疑義　　　（貨物等省令：　　条　　項　　号） |
| 契約先 | 名称（英字） | （新規・継続・軍関連） |
| 所在地 |  |
| 需要者 | 名称（英字） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（新規・継続・軍関連） |
| 所在地 |  |
| 客観要件チェック | 用途チェック | 内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）用途チェックリスト（例示資料（２）－２）のチェックの結果、□大量破壊兵器関連　□通常兵器関連　□別表行為用途　□その他資料:　□有　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　□無 |
| 需要者チェック | １．需要者チェックリスト（例示資料（２）－３）のチェックの結果、　①「外国ユーザーリスト」に掲載されているか　　　　　　　　□はい・□いいえ②「大量破壊兵器関連」に「はい」が一つでもあるか　　　　　□はい・□いいえ③「通常兵器関連」に「はい」が一つでもあるか　　　　　　　□はい・□いいえ２．明らかガイドラインシート（例示資料（４））１．①～③のいずれかが「はい」の場合、④「明らかｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝｼｰﾄ」に「いいえ」が一つでもあるか　　　 □はい・□いいえ |
| 通常兵器関連の貨物等チェック | 　⑤仕向地が「一般国」で、用途が「通常兵器関連」の場合、又は需要者が「通常兵器関連」且つ④が「はい」の場合、１６の項（１）の貨物又はそれに係る技術があるか　　　　　□はい・□いいえ　⑥仕向地が｢輸出令別表第３の２地域｣で､需要者が「通常兵器関連」の場合、　　１６の項（１）の貨物若しくは「通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」の貨物、又はそれらに係る技術があるか　　　　　　□はい・□いいえ |
| 疑義等チェック | ⑦用途及び上記①～⑥の確認に不明点又は疑義があるか　　　　□はい・□いいえ |
| 経済産業大臣からの通知 | 経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか　　　　□はい・□いいえ |
| 取引経路(国名・企業名） | 　　　　　　――＞　　　　　　　　――＞ |
| 契約予定年月 | 年　　月 | 輸出等予定年月 | 年　　月 |
| ２．総合取引判定結果　(判定年月日：　　　　年　　月　　日） |
| 取引審査判定 | □承認する□条件付き承認 | 　□対象外　□非該当　□特例　□包括許可（含む返送輸出等の許可）□個別許可 |
| * 経済産業省へ届出／報告／相談
* 承認しない
 |
| 取引承認条件 |  |
| 上記判定理由 |  |

**「審査票」の記入要領**

 １．輸出案件の概要：

営業部門等が必要項目を記入し、輸出管理統括部門等に取引審査の申請を行う。

**（１）件名：**

取引に関するシステム名称又はプロジェクト名称等を記入する。　なお、製品等以外のものにあっては、輸出等するものの内容を具体的かつ簡潔に記入する

包括許可取扱要領Ⅱ４（１）②、同Ⅱ４（２）②に規定する｢返送に係る輸出｣等に該当する場合は、同Ⅱ４（１）②イからハ、同Ⅱ４（２）②イからニのいずれに該当するか明記し、同（別表３）（３）、（別表４）（３）に掲げる資料を必ず添付する。

　(記載例) ４（１）②イに該当：返送貨物イ、

４（２）②ロに該当：返送技術ロ。

**（２）仕向地(国名)：**

輸出貨物の最終陸揚港の属する地域(国)・技術提供先を記入する。　ただし、当該国以外で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記入し、消費国と加工国が異なる場合は、消費国を記入する。

**（３）貨物・技術名：**

用途・機能がわかる構成上代表的な対象製品・技術名を記入する。

少額特例の適用対象になるか否かを判断するため、金額を記入するが、サンプルなど無償貨物の場合は、評価金額を記入する。

**（４）該非判定：**

営業部門等が確認した該非判定結果を記入する。　その製品･技術がリスト規制貨物等該当の場合には、輸出令別表第1項番又は外為令別表項番と貨物等省令番号を必ず記入する。

判定依頼中又は、仕様が定まらず判定が未だ出来ない場合には、｢不明・疑義｣にチェックを入れる。貨物等の返送のために特別一般包括許可を使用する場合に対象貨物等が輸出令別表第１、外為令別表の２から１５までのいずれの項に該当するか否かが、必ずしも明らかでない場合についても、「不明・疑義」の欄にチェックを入れる。

**（５）契約先：**

契約の相手方、発注者等注文書を当社に対し発行する者の名称(英文名)及び所在地を記入する。　併せてその者が新規取引顧客なのか、継続的に取引する顧客かの区分を明記する。

「非居住者から強い影響を受けている居住者（特定類型）」への技術の提供においては、

特定類型に該当する居住者の氏名及び住所を省略せずに記入すると共に、特定類型①から③のいずれに該当するか記入する。

**（６）需要者：**

当社製品等を消費する者、又は当社製品等を他の製品に組み込んだり加工を加えたりして自社製品にする者を記入する。　単に当社製品等の販売を目的とする者は需要者には当たらない。

契約先と同様、新規取引顧客か、継続顧客かの区分を明記する。

また、「需要者チェックリスト」（例示資料（２）―３参照）のチェックの結果、「軍関係機関」である場合、特別一般包括許可を使用し輸出令別表第３の地域以外に輸出等する場合は経済産業大臣への事前の届出が必要となることから、｢軍関連｣の区分に該当することを明記する。更に、輸出令別表第１の１６の項（１）の貨物やそれに係る技術を包括許可取扱要領で定められた地域の「軍関係機関（「これらのものから通常兵器の開発等の委託を受けた者」を含む）」に輸出等する場合は特別一般包括許可が使用できることがあるため、｢軍関連｣の区分に該当することを明記する。

「非居住者から強い影響を受けている居住者（特定類型）」への技術の提供においては、特定類型に該当する居住者に強い影響を与えている外国法人等又は外国政府等について、名称及び所在地を省略せずに記入する。

貨物の需要者又は技術を利用する者以外の者から需要者の確認に必要な情報を入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を実施し、需要者の確認を行う。

**（７）用途チェック：**

対象製品等の用途をできるだけ具体的に記入する。　用途には、当社が提供する製品・技術が消費される形態の他、需要者の側で他の製品に組込んだり、加工したりする場合の形態も含める。

用途確認の結果、核兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある又はその疑いがある場合は、｢大量破壊兵器関連｣に、通常兵器の開発等に用いられる、用いられるおそれがある又はその疑いがある場合には「通常兵器関連」に、別表行為の場合には「別表行為用途」にチェックを入れる。（例示資料(2)-2 用途チェックリスト参照）

特に｢大量破壊兵器関連｣、「通常兵器関連」あるいは「別表行為用途」にチェックを入れた場合は、その判断根拠となる資料を必ず添付すること。

貨物の需要者又は技術を利用する者以外の者から用途の確認に必要な情報を入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を実施し、用途の確認を行う。

**（８）需要者チェック：**

①　経済産業省の発行する｢外国ユーザーリスト｣に掲載されている場合、「はい」にチェックを入れる。

②　「需要者チェックリスト」（例示資料（２）―３参照）のチェックの結果、「１．」又は「２．」の「大量破壊兵器関連」の項目に該当する場合、「はい」にチェックを入れる。

③　「需要者チェックリスト」（例示資料（２）―３参照）のチェックの結果、「１．」又は「２．」の「通常兵器関連」の項目に該当する場合、「はい」にチェックを入れる。

④　上述の②、③のいずれかに該当する場合には、「明らかガイドラインシート」（例示資料（４）参照）をチェックし、１つでも「いいえ」がある場合、「はい」にチェックを入れる。

**（９）通常兵器関連の貨物等チェック：**

⑤　仕向地が「一般国（「輸出令別表３地域」及び「別表３の２地域」以外の地域）」であって、「用途チェックの結果「通常兵器関連」にチェックがある場合」又は「需要者チェックの結果「通常兵器関連」の懸念がある場合（③が「はい」の場合）」には、輸出等を行う貨物等をチェックし、１６の項（１）の貨物又はそれに係る技術がある場合には、「はい」にチェックを入れる（経済産業大臣の許可が必要になる可能性がある）。

⑥　仕向地が「輸出令別表第３の２地域」の場合であって、「需要者チェックの結果「通常兵器関連」の懸念がある場合（③が「はい」の場合）」には、輸出等を行う貨物等をチェックし、
「１６の項（１）の貨物」若しくは「通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」、
又はそれらに係る技術にあたる場合には、「はい」にチェックを入れる。

**（１０）疑義等チェック：**

上記①から⑥までのチェックで不明点又は疑義がある場合には「はい」にチェックを入れる。

**（１１）経済産業大臣からの通知：**

経済産業大臣から大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等のために利用されるおそれがあるとして通知があった場合（いわゆるインフォーム要件）、又はその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして通知があった場合に「はい」にチェックを入れる。

**（１２）取引経路：**

基本的には、取引経路に仲介者、輸出者、輸入者等が存在する場合、判明している者すべての国名・企業名を記入する。ストック販売など需要者が確定していない場合は、判明している範囲を記入する。これらの者についても需要者等の確認を行う。

**（１３）契約予定年月：**

本案件に関する契約予定年月を記入する。

**（１４）輸出等予定年月：**

本案件に関する貨物の船積又は技術の提供予定年月を記入する。

２．総合取引判定結果：

**（１）取引審査判定：**

①　総合審査の結果、｢承認する｣又は｢条件付き承認｣の場合、貨物・技術の該非判定結果が該当であれば、使用する許可の区分（｢包括許可｣か｢個別許可｣か）若しくは｢特例｣の適用があるかを明確にする。

また、貨物等の返送のために特別一般包括許可を使用する場合には、「包括許可（含む返送輸出等の許可）」の欄にチェックを入れる。

更に、輸出令別表第１の１６の項（１）の貨物又はそれに係る技術を「包括許可取扱要領」で定められた地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらのものから委託を受けた者（外国ユーザーリスト掲載者を除く）に輸出等を行う場合や、輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可を受けたもの又は外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可を受けたものと同一の契約により輸出等を行う場合で、特別一般包括許可を使用する際には「包括許可」にチェックを入れる。

②　総合審査の結果、法令上、経済省への届出若しくは相談が求められている場合、又は判定に際し疑義がある取引で経済省への相談が必要であると認められる場合、「経済産業省へ届出／報告／相談」にチェックする。

※リスト規制貨物・技術の取引審査においては、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成２４年４月２日付け輸出注意事項24第18号）に基づき、同輸出注意事項の「Ⅰ．許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項」に記載の①～⑲の調査事項の確認結果を踏まえること。

**（２）取引承認条件：**

総合審査の結果、承認に条件をつける場合にはその内容を具体的に記入する。

例えば、需要者等から不正輸出、不正転売及び不正転用防止のための確認書又は誓約書の取得を義務付けるといったことが挙げられる。

**（３）上記判定理由：**

取引審査判定の根拠を明確かつ具体的に記入する。貨物等の返送のために特別一般包括許可を使用する場合には、包括許可取扱要領Ⅱ４（１）②イからハ、同Ⅱ４（２）②イからニのいずれに該当する輸出等か否か判定し明記すること。

また、包括許可取扱要領Ⅱ４（１）④イ、ロ、同Ⅱ４（２）③のいずれに該当する取引であって、特別一般包括許可を適用する場合には、その旨を明記すること。

**※ 総合取引判定における注意事項（客観要件チェック関連）：**

**（１）外国ユーザーリスト掲載企業・組織等との取引審査判定：**

「明らかガイドライン⑰～⑲」に規定される外国ユーザーリスト掲載企業・組織等との取引については、以下の項目について審査し、許可要否を判断する。

⑰ 需要者が外国ユーザーリストに掲載されている場合には、以下に当たらないことを確認する。

イ　リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別が一致する。

➡「審査票」の「需要者チェック」欄の１．①及び②が「はい」である場合（例示資料（２）―３「需要者チェックリスト」の１．＜大量破壊兵器関連＞が「はい」の場合）は、個別許可申請が必要。

ロ　リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物等に該当し、明らかガイドラインの確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がある場合。

➡「審査票」の「需要者チェック」欄の１．①、③及び④が「はい」である場合（例示資料（２）―３「需要者チェックリスト」の１．＜通常兵器関連＞が「はい」で、３．が「はい」の場合）で、且つ「通常兵器関連の貨物等チェック」欄の⑤が「はい」である場合、個別許可申請が必要。

⑱ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途（大量破壊兵器関連又は通常兵器関連）に用いられる（利用される）旨が、契約書又は輸出者等から連絡を受けている場合。

➡「審査票」の「用途チェック」欄の「大量破壊兵器関連」又は「通常兵器関連」にチェックがあり、且つ「需要者チェック」欄の①が「はい」の場合、個別許可申請が必要。

⑲ 仕向地が「輸出令別表第３の２地域」で、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物及びそれに係る技術に当たる場合。

➡「審査票」の「通常兵器関連の貨物等チェック」欄の⑥が「はい」である場合、個別許可申請が必要。

**（２）通常兵器キャッチオール規制の客観要件該当時の特別一般包括許可適用可否の判定：**

「包括許可取扱要領」のⅡ特別一般包括許可４（１）④に基づく、特別一般包括許可は以下の場合に適用できる。

・輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物又はそれに係る技術の輸出等が、通常兵器の開発等のおそれがある場合であっても、１）、２）のいずれかに該当する場合は特別一般包括許可が適用できる。ただし、

・需要者が外国ユーザーリストに掲載（➡「審査票」の「需要者チェック」欄の①が「はい」）

・核兵器等又は通常兵器の開発等のおそれがあるとして経済産業大臣から通知を受けた（➡「審査票」の「経済産業大臣からの通知」欄が「はい」）

・核兵器等の開発等のおそれがある（➡「審査票」の「用途チェック」欄の大量破壊兵器にチェック又は「需要者チェック」欄の②が「はい」）

の場合には適用できない。

１）「包括許可取扱要領」Ⅱ４（１）④ハに掲げる地域を仕向地とし、当該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関（軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関をいう。）又はこれらのものから委託を受けた者が需要者である場合は、特別一般包括許可が適用できる。

➡「審査票」の「用途チェック」欄が通常兵器関連、又は「需要者チェック」欄の③、④のみが「はい」の場合で、且つ「通常兵器関連の貨物等チェック」欄の⑤が「はい」の場合に、「需要者チェックリスト」の４（２）が「はい」の場合は特別一般包括許可が適用できる。

２）輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可又は外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可を受けたものと同一の契約により提供する場合は、特別一般包括許可が適用できる。

**（３）輸出令第４条第１項第五号の少額特例の適用可否の判定：**

少額特例（輸出令第４条第１項第五号）は、当該貨物の項番及び価額並びに仕向地が輸出令に規定する内容のものであっても、以下の場合には適用できない。

１）別表３の２地域向けに輸出する場合で、

①核兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請すべきと通知を受けた場合（➡「審査票」の「経済産業大臣からの通知」欄が「はい」の場合）、
又は

②核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合（➡「審査票」の「用途チェック」欄の大量破壊兵器関連にチェックがある若しくは「需要者チェック」欄の②及び④が「はい」の場合）、
又は

③通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合（➡「審査票」の「用途チェック」欄の通常兵器関連にチェックがある若しくは「需要者チェック」欄の③及び④が「はい」の場合）

２）一般国向けに輸出する場合で、１）の①又は②の場合

３）別表３地域向けに輸出する場合で、１）の①の場合